行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢60歳以上の男性、身長168センチ位、白髪、着衣はジャンパー、トレーナー、ズボン、運動靴、所持品は腕時計、ペン型ライト

上記の者は、平成28年５月30日栃木県日光市野口624番地１空き家に併設された車庫内の物置内で発見されました。死因、死亡日は不詳です。平成28年７月15日火葬に付し、遺骨は日光市営鬼怒川霊園内の納骨堂に保管してありますので、心当りの方は、日光市健康福祉部社会福祉課まで申し出てください。

平成29年１月13日

栃木県　　日光市長　斎藤　文夫

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢60歳以上の男性、身長163センチ位、着衣は緑色ジャンパー、チェック柄シャツ、茶色長袖シャツ、青色ジーンズズボン、茶色運動靴、所持品は現金、茶色ベルト、義歯、腕時計等

上記の者は、平成28年７月４日栃木県日光市山内2307番地日光二荒山神社北西方約１キロメートル先山林内の根通り下沢内で発見されました。死因、死亡日は不詳です。平成28年９月６日火葬に付し、遺骨は日光市営鬼怒川霊園内の納骨堂に保管してありますので、心当りの方は、日光市健康福祉部社会福祉課まで申し出てください。

平成29年１月13日

栃木県　　日光市長　斎藤　文夫

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢30歳前後の女性、身長150センチ位、中肉、着衣は灰色パーカー、灰色長袖Ｔシャツ、紺色ジーパン

上記の者は、平成28年７月１日栃木県日光市川治温泉川治319番地６国土交通省関東整備局鬼怒川ダム統合管理事務所川治ダム管理支所南西方約150メートルの川治ダム下流側プラグ天端上で発見されました。死因は不詳の外因死（推定）、死亡日は平成28年６月30日頃（推定）です。平成28年９月２日火葬に付し、遺骨は日光市営鬼怒川霊園内の納骨堂に保管してありますので、心当りの方は、日光市健康福祉部社会福祉課まで申し出てください。

平成29年１月13日

栃木県　　日光市長　斎藤　文夫

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、性別男性（推定）、年齢60～80歳（推定）、身長166㎝程度（推定）、所持品リュックサック、ザイル等

上記の者は、平成28年６月１日（水）午前11時20分頃、神奈川県伊勢原市日向2191番地先山林内にて白骨化の状態で発見されました。死亡推定時期は平成23年頃。

遺体は火葬に付し、遺骨を保管していますので、お心あたりのある方は、当市保健福祉部生活福祉課までお申し出ください。

平成29年１月13日

神奈川県　　伊勢原市長　髙山松太郎

行旅死亡人

１．本籍・住所・氏名不詳、50歳～60歳内外、身長163.4センチ～175.1センチの白骨化した男性、着衣はパジャマ、所持品は手袋、スリッパ、ペットボトル、ビニールバック、ライター、はさみ、爪切り、カミソリ

上記の者は、平成27年２月２日午前10時20分頃、大和市上草柳４丁目８番小田急線沿線の西側雑木林内において発見されました。

２．本籍・住所・氏名不詳、身長52センチ、体重1,605グラムの女の嬰児

上記の者は、平成27年３月17日午後３時40分頃、大和市上和田字中ノ原2781番地上和田野鳥の森内において発見されました。

以上２件、遺体は火葬に付し、遺骨を大和市無縁納骨堂に保管しております。お心当たりの方は当市福祉事務所生活援護課まで申し出て下さい。

平成29年１月13日

神奈川県　　大和市長　大木　　哲

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、男性、年齢20歳から40歳（推定）、身長約170センチメートル、体重約64キログラム、中肉、着衣は、黒色ダウンジャケット、青色長袖Ｔシャツ、黒色半袖Ｔシャツ、黒色長袖タートルネック、黒色ウインドブレーカーズボン、黒色パッチ、紺色ボクサーブリーフ、靴下、白色運動靴、所持品は、腕時計（カシオ）、黒色リュックサック、リュックサック在中品（石４個、灰色つば付毛糸帽子等）

上記の者は、平成28年11月18日午前７時45分に神戸市東灘区向洋町西６丁目３番地川崎汽船神戸コンテナターミナル約20メートル南側海上で仰向け状態で漂流しているところを発見されたもので、死亡日時は、平成28年11月14日から16日頃と推定され、死因は、溺死と疑われます。

遺体は、身元不明のため、火葬に付し、遺骨は、保管してありますので、心当たりの方は、当区保健福祉部保護課まで申し出てください。

平成29年１月13日

兵庫県　　神戸市東灘区長　谷口　真澄

公示送達

大槌都市計画事業町方地区震災復興土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項及び第５項の規定による仮換地指定取消通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により当該通知書の送付に代えて次のとおり公告します。

平成29年１月13日

大槌都市計画事業
町方地区震災復興土地区画整理事業
施行者　大槌町
代表者　大槌町長　平野　公三

１　通知書の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所　岩手県上閉伊郡大槌町本町７番３号
氏名　阿部　眞一

２　通知の内容
土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項及び第５項の規定により、別紙のとおり仮換地指定を取消します。

教示

この通知について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に岩手県知事に審査請求をすることができます（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第19条第２項に規定されています。）。

また、行政事件訴訟法の規定により、この通知があったことを知った日（その他、審査請求をした場合においては、裁決があったことを知った日）から６箇月以内に大槌町を被告として取消訴訟を提起することができます。

なお、別紙の掲載は省略し、それらを岩手県上閉伊郡大槌町上町１番３号大槌町役場の掲示場において掲示しています。

公示送達

大槌都市計画事業町方地区震災復興土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項及び第５項の規定による仮換地指定通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により当該通知書の送付に代えて次のとおり公告します。

平成29年１月13日

大槌都市計画事業
町方地区震災復興土地区画整理事業
施行者　大槌町
代表者　大槌町長　平野　公三

１　通知書の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所　岩手県上閉伊郡大槌町本町７番３号
氏名　阿部　眞一

２　通知の内容
土地区画整理法第98条第１項及び第５項の規定により、大槌都市計画事業町方地区震災復興土地区画整理事業において定められた別表のとおり仮換地指定をします。

注意

この通知に記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から、この仮換地を使用し、又は収益することはできますが、従前の宅地については使用し、又は収益することができません。

教示

この通知について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に岩手県知事に審査請求をすることができます（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第19条第２項に規定されています。）。

また、行政事件訴訟法の規定により、この通知があったことを知った日（その他、審査請求をした場合においては、裁決があったことを知った日）から６箇月以内に大槌町を被告として取消訴訟を提起することができます。

なお、別表の掲載は省略し、それらを岩手県上閉伊郡大槌町上町１番３号大槌町役場の掲示場において掲示しています。